

令和 3 年 度

経済産業省交通安全業務計画

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 1. 自転車安全利用対策の推進 | 1 |
| (1) 自転車技士制度（旧自転車組立整備士制度） | 1 |
| (2) 使用過程自転車の点検・整備 | 1 |
| (3) 安全利用意識の高揚 | 1 |
| (4) 「自転車月間」行事等による自転車利用者に対する啓発等 | 1 |
| (5) 自転車安全利用の取組 | 2 |
| 2. 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備 | 2 |
| (1) 自動車関係規格の整備 | 2 |
| (2) 自転車関係規格の整備 | 3 |
| 3. 交通関係用品の安全性の確保及び向上 | 3 |
| 4. 物流効率化による道路交通の円滑化の推進 | 4 |

令和3年度交通安全業務計画

経済産業省

1. 自転車安全利用対策の推進

(1) 自転車技士制度（旧自転車組立整備士制度）

自転車の構造上の安全性を確保するため、昭和54年に自転車組立整備士制度が発足した。同制度は、平成13年度から一般財団法人日本車両検査協会の自主的な認定資格制度に変更され、その後、資格更新や失効条件の設定など制度改正を経て、平成17年度より自転車技士制度として新たに実施している。令和3年3月末現在、自転車組立整備士及び自転車技士の認定資格取得者数は全国で約82,000人おり、その大部分が自転車販売業に携わっている。

令和3年度においては、8月に全国10会場で自転車技士の認定資格試験を実施する予定である。

(2) 使用過程自転車の点検・整備

一般財団法人自転車産業振興協会は、日本自転車軽自動車商協同組合連合会と協力の下、昭和42年度から令和2年度までに、約36万2千の全国の学校・公園等及び自転車販売店において、約7,508万台の自転車の点検・整備を実施した。また、令和3年度においては、全国の学校・公園等2,350会場及び自転車販売店1,600店舗で実施する計画である。

(3) 安全利用意識の高揚

一般財団法人自転車産業振興協会は、学童及び一般利用者の点検整備に対する意識の高揚並びに自転車の安全な通行方法に関する周知徹底を図るため、日本自転車軽自動車商協同組合連合会と協力の下、平成10年度から令和2年度までに自転車点検整備促進講習会を7,445会場において開催した。また、令和3年度においては、300会場で実施する計画である。

(4) 「自転車月間」行事等による自転車利用者に対する啓発等

環境に優しいなど自転車の持つ利便性を広く一般（特に若年層）に伝えるとともに、自転車の持つ効用、社会的責任（ルール・マナー）等についての知識を深め、自転車利用上の諸問題の解決に資するため、自転車関係団体等では「自転車月間推進協議会」（事務局：一般財団法人日本自転車普及協会）を設置し、毎年5月の「自転車月間」の期間中に、自転車安全利用のPR等、各種の事業を行う

こととしている。

さらに、一般財団法人日本自転車普及協会では、春と秋の全国交通安全運動と「自転車月間」の期間中に、全国のバイロジ－地方組織において、自転車交通事故の防止並びに放置自転車の解消を図るため、自転車利用時における交通ルール遵守、マナー向上について啓発する街頭キャンペーンを行うこととしている。

(5) 自転車安全利用の取組

一般財団法人日本自転車普及協会では、地方自治体やシルバー人材センター、小中学校PTA等からの依頼に応じて交通安全教室を開催しており、自転車シミュレーターの活用や実技指導により、参加者の自転車利用状況や年齢層にあわせた内容になっている。平成27年度から令和2年度までに83件の交通安全教室を開催し、令和3年度においても各団体等の要望に応じて随時開催していくこととしている。

一般社団法人自転車協会は、自転車通学を認めている中学校、高等学校の教職者を対象に、自転車の製品の安全性、自転車のルールやマナー、自転車の点検・整備の重要性等を伝える「自転車通学安全指導セミナー」を全国の都道府県で実施している。また、生徒に向けた「自転車の安全教室」を全国の中学校・高等学校にて行っている。

2. 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備

(1) 自転車関係規格の整備

産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき制定されている日本産業規格（JIS）のうち、自動車に関する規格は293件となっている。これらは、自動車の品質、性能、安全性等の標準化を目的として制定されている。

令和3年度においては、次の案件について審議し、公示することを予定している。

○既存規格の改正を行うもの

JIS D0210 自動車ブレーキ試験方法通則

JIS D5716 自動車用緊急脱出支援用具

(2) 自転車関係規格の整備

日本産業規格のうち、自転車に関する規格は38件となっている。これらは、自動車の品質、性能、安全性等の標準化を目的として制定されている。

令和3年度においては、次の案件について、原案作成団体である一般財団法人自転車産業振興協会において、JISの改正原案を作成することを予定している。

① 新規に制定するもの

なし

② 既存規格の改正を行うもの

JIS D 9 1 1 1 自転車一分類、用語及び諸元

JIS D 9 4 5 1 自転車ーベル

3. 交通関係用品の安全性の確保及び向上

乗車用ヘルメットの安全性の確保については、利用者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するとの観点から、現在、自動二輪車及び原動機付自転車の乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく特定製品に指定している。これにより、製品が技術基準に適合していること及び製造又は輸入事業者が同法に定める義務を履行したことを証する表示（PSCマーク）のない製品の販売を禁止している。

また、製品流通後の措置の充実を図るため、市場に流通している製品を買い上げ、その製品の技術基準への適合性を確認する試買テスト、製造・輸入事業者による法令遵守状況を確認する立入検査等を行っている。令和3年度も継続して消費生活用製品安全法の執行を行うことにより、こうした製品の安全性を確保していく予定である。

なお、乗車用ヘルメットのほか、自動車用携行ジャッキ、自動車用油圧式ガレージジャッキ、自動車用ウインドウォッシャ液、自転車、自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット、自転車用幼児座席、空気ポンプについては、一般財団法人製品安全協会が自主的に運用している製品認証制度（SGマーク制度という。）の対象品目となっている。

さらに、自転車本体については、安全性向上を目的として、平成16年9月より導入された一般社団法人自転車協会が定めた業界自主基準である自転車安全基準を基にBAAマーク制度（任意制度）の普及促進に努める。併せて平成20年10月より環境負荷物質使用削減がスタートし、安全安心に加えて環境に優しい自転車供給を図っている。

また、警察庁の「幼児2人同乗用自転車検討委員会報告」を踏まえ、一般社団法人自転車協会は、平成21年3月に「幼児2人同乗用自転車安全基準」を制定し、一般財団法人製品安全協会はSGマーク制度により、それぞれ安全性に配慮した幼児2人同乗用自転車の普及促進を図っている。

4. 物流効率化による道路交通の円滑化の推進

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、荷主と物流事業者の連携による共同輸配送等の物流効率化を促進し、サプライチェーンの効率化を図る。